

○ 現行制度においても対応可能な事項及び見直しの方向で検討する事項

項目	現行内容	問題点・根拠	提案	制度の考え方	主な議論	今後の方向性
添付書類	役員の名簿	登記事項証明書に記載されているので不要。	削除	登記事項証明書により、役員がすべて確認できる場合には可。		規則第51条の3第1項第1号について見直しの方向で検討
	運行管理の体制	責任者に専従を求める規定はない。専従者のいる団体は少ない。	「専従する責任者等」の「専従する」削除	運行管理及び整備管理に係る指揮命令系統を記載することが必要。 運送に係る責任者が兼務することは可能。	○ NPOの方々は自ら運転することもあり、事務所に常に責任者がいるわけではないことから、責任者の不在時に代行者を予め決めておくことを求めているのではないか。様式に「専従」という記載は不要で、むしろ責任者不在の際の代行者を明確にするべきではないか。	143号通達 様式第6号 1.(ウ)について見直しの方向で検討
運行管理の責任者	確認表 乗務記録	各団体の書式がそれぞれの実態にあっている。		参考様式は参考として定めたものであり、必要な内容が備わっていれば可。 (143号通達 参考様式第八号及び第二号)		現行制度においても対応可能
過疎地有償運送	旅客の範囲	※福祉有償運送の旅客の範囲が狭く規定されているため、利用対象者から漏れた交通弱者が数多くいる。過疎地有償運送の対象者として申請することができるよう、過疎地有償運送の対象地域を拡大するべきである。 現在は、対象地域が限定的に例示されていることによって、過疎地有償運送運営協議会が設置されない。虚弱高齢者など福祉有償運送の対象外となった利用者が切り捨てられている。 2. ワーキンググループで協議する事項へ 【補足】 全体の問題点として、通達に記載されている「例示」は運営協議会や地方自治体では例示以上の意味を持っており、ほぼ「具体的な解釈」と理解されている。この実態を踏まえて、例示をするのであれば、より広範で具体的な例を示して欲しい。 運営協議会においてタクシー等の公共交通機関の輸送サービスの状況等、地域の実情を踏まえて、その必要性等について協議が調った場合には可能。一まず運営協議会を開くことが阻害されている。 過疎地有償運送より市町村運営有償運送優先という意見もあるが、市町村に取り組む意向がないためNPO等が活動しているのが現状。NPO等から申請があった場合はどのような規定で過疎地有償を受けつけるのかもう少し具体的に明記すべき。現在の過疎化への対応としては少しぬるいのではないか。	「過疎地域自立促進特別措置法・・・困難となっている場合など」削除	対象地域の規定については例示であり、運営協議会においてタクシー等の公共交通機関の輸送サービスの状況等、地域の実情を踏まえて、その必要性等について協議が調った場合には可能。 【補足に対する考え方】 例示は、地域の実態を踏まえつつ交通空白等の状況に適切に対応できるよう、具体的な事例を示している。 運営協議会の開催が阻害されているケースについては、個々のケースとして個別に対応することとした。	○ 過疎地有償運送の対象地域の拡大については、対象地域が広いのか狭いのかということではなく、旅客の範囲を広げたいという基本的なスタンスの話ではないのか。過疎地有償運送については、制度の趣旨が全く違うものなので、その辺はきちんと理解してもらう必要がある。 ○ 提案の内容は、福祉有償運送では旅客の範囲から外れてしまう方を過疎地有償運送で運送したいということだと思ふ。	現行制度においても対応可能
運営協議会	構成員	「住民又は旅客」は、福祉有償運送を理解しておらず運営協議会の構成員の役目を果たしていない 3. 個別に協議する事項へ 【補足】 構成員の選び方の手引き・事例集の作成提案構成員の選び方の手引き・事例集の作成してはどうか。 運営協議会の設置・運営が円滑に行われるとはどういう状態を指すのか？「住民又は旅客」に求められる役割は、申請団体の審査ではなく、「必要性」の根拠となるニーズの発信ではないか？ 利用している・していないに関わらず、利害が絡む可能性のある住民又は旅客に、客観的な意見を求めるのは難しい。 新規の事業者について協議する場合は尚更、住民や他の事業者の旅客は構成員として十分ではない。 代わりにNPOの事業者団体(全国移動ネットや地域のネットワークなど)を構成員にすべき。運営協議会の実態に即した委員の選任を考えるべきではないか。	「省令51条の8第1項第3号住民又は旅客」は「福祉有償運送を現に利用している旅客または関係者」	運営協議会の設置・運営が円滑に行われるよう、「住民又は旅客」については、必ずしも利用している旅客又は関係者に限定していない。 【補足に対する考え方】 運営協議会は有償運送の必要性、運送の区域、対価、旅客の範囲等を協議する場であり、「住民又は旅客」については、利用者の立場から協議に参加していただくものである。 「住民又は旅客」としての構成員については、地域の実情を踏まえ利用が想定される者も含めて検討されることになっている。 なお、地域における福祉有償運送について協議する場であることから、構成員については、原則として、当該地域の中から選定されるものと考えている。	○ 運営協議会の構成員については、知らないから外すというスタンスではなく、むしろこのような方々にきちんと制度を理解してもらうことが大切なのではないか。	現行制度においても対応可能